

令和 8 年 第 2 回 長 南 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 4 日 (木曜日) 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について (委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 特別委員会の中間報告
- 日程第 7 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 8 請願第 2 号 「国における 2027 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(長南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 11 議案第 1 号 令和 8 年度長南町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 12 議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (10 名)

1 番	安 部 潤 一	2 番	太 田 久 之
3 番	鈴 木 ゆ き こ	4 番	河 野 康 二 郎
5 番	岩 瀬 康 陽	6 番	御 園 生 明
7 番	松 野 唱 平	8 番	大 倉 正 幸
9 番	森 川 剛 典	10 番	加 藤 喜 男

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	副	町	長	佐	久	間	静	夫
教	育	長	伊	藤	信	総	務	課	長	河	野		勉
企	画	財	政	課	長	江	澤	卓	哉	企	画	財	政
税	務	住	民	課	長	松	崎	文	昭	福	祉	課	長
健	康	保	険	課	長	長	谷	英	樹	生	活	環	境
産	業	振	興	課	長	荒	井	和	紀	建	設	課	長
ガ	ス	課	長	金	坂	美	智	子		教	育	課	長
教	育	課	主	幹	志	田	和	也		山	口	重	之

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	今	井	隆	幸	書	記	荒	井	廉
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○議長（松野唱平） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

会議に入る前に、皆さんにお知らせいたします。

去る6月1日に開催されました千葉県町村議会議長会定例会におきまして、町村議会議員の自治功労者表彰が行われ、本町の大倉正幸議員が受賞されました。

ただいまから、この栄えある表彰の伝達式を執り行います。

ここからは事務局長に進行させます。

○議会事務局長（今井隆幸） それでは、議長の命により進行させていただきます。

この表彰は、町村議会議員として11年以上在職され、地方自治に特に功労があった方に贈呈されるものです。

恐れ入りますが、大倉正幸議員、前のほうにお願いいたします。

○議長（松野唱平） 表彰状、長生郡長南町、大倉正幸様。あなたは、多年、町村議会議員として地方自治振興発展に寄与、貢献されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。令和8年6月1日、千葉県町村議会議長会会長、松野唱平。

おめでとうございます。

○8番（大倉正幸） ありがとうございます。

○議会事務局長（今井隆幸） ここで、受賞されました大倉正幸議員からご挨拶をお願いしたいと思います。

○8番（大倉正幸） 貴重なお時間をいただきまして表彰いただきました。誠にありがとうございました。

私は、2011年4月に初当選させていただきました。その頃は、1か月前に東日本大震災が発災しまして、日本中が混乱になっている頃だったと記憶しております。そのとき、1期生としてたしか8名の議員が受かりまして、私はその一番若い議員として当選させてもらったんですが、その当時、上に7名の年長者の新人議員がいらっしゃいましたので、私は非常に心強く議会のほうに來られたような記憶がございます。

その頃の町の人口が9,400ちょっとあったと記憶しておるんですが、その後、15年たちまして現在6,844人ですか、6月の広報を見ますと6,844人という、実に15年で2,500名以上の方が町を離れてしまったということで、議員の数も14から10に減りました。小学校も4校から1校になってしまいました。この15年、非常に町としては激動の時期を過ごしてきたのかなというふうに感じております。また、今後も、関係機関の予測によると、まだまだ人口がうちの町は減ってしまうんじゃないかという予測が立っております。

その中で、今後も私自身、町に協力できることはして協力して、議会人として精進していきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議会事務局長（今井隆幸） ありがとうございます。

以上で伝達式を終了いたします。

○議長（松野唱平） 開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） おはようございます。

本日、令和8年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

このたび議員功労者表彰を受賞されました大倉議員は、誠におめでとうございます。長年のご功績が認められたものと思っております、心からお祝い申し上げます。大倉議員のさらなるご活躍をお祈りいたしております。

さて、昨日の台風6号の関係ですけれども、6月2日17時に、不測の事態に備え、自主避難所の開設を行いましたところ、1名の自主避難者がおりました。

6月3日8時43分のレベル4の土砂災害危険警報の発令に伴い、8時50分に災害対策本部を設置しました。警報の発令により3名が避難され、合計で4名の避難者がありました。

13時34分に土砂災害危険警報が解除となり、14時10分に本部の解散を行い、同時刻で避難所も閉鎖いたしました。

この台風による大きな被害はございませんでした。

次に、令和7年度の各会計決算概要につきまして、現在調整中ではございますけれども、ご報告申し上げます。

一般会計では、歳入総額は58億5,400万円、歳出総額は54億6,900万円、歳入歳出差引額は3億8,500万円程度となり、翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支は2億6,500万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ4つの特別会計につきましては、合計で申しますと、歳入総額は23億6,000万円、歳出総額は22億6,300万円、歳入歳出差引額は9,700万円程度と見込んでおります。農業集落排水事業会計では、使用料収入4,000万円程度、ガス事業会計では、ガス事業収益7億2,300万円程度を見込んでいるところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、専決処分に係ります承認2件、補正予算1件、人事案件1件、合わせまして4議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和8年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前10時08分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 大 倉 議員

9番 森 川 議員

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

御園生議会運営委員長。

〔議会運営委員長 御園生 明登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る5月25日に委員会を開催し、令和8年第2回定例会の議会運営について協議、検討を行いました。

本定例会に付議される事件は、専決処分の承認2件、補正予算1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意1件の計4議案のほか、請願2件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は6月3日から6月5日までの3日間とすることに決定しておりましたが、台風6号の接近に伴い、6月1日に緊急で委員会を開催し、再度協議、検討を行った結果、開会の日を6月4日に変更し、会期を6月5日までの2日間とすることに決定いたしました。

一般質問は3人の議員が行うことになっており、質問順位1番から3番までの全てを6月4日に行うことといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和8年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日6月4日から5日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日6月4日から5日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認2件、議案2件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

また、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和8年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果、次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和8年度長南町繰越明許費繰越計算書の報告並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整備され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位1番から3番までの全てを行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 太 田 久 之 議 員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

初めに、2番、太田議員。

〔2番 太田久之質問席〕

○2番（太田久之） 2番、太田久之です。

議長のお許しを得ましたので、今回は学校教育におけるA Iの利活用についての質問事項1件、要旨7件について伺いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、先ほど町長からの報告がございましたが、昨日の台風6号におきましては、幸いにも本町では甚大な被害がなかったと聞き、一安心しているところでございますが、被害に遭われた方に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、日本各地で大雨や暴風雨による被害が発生しており、被災された多くの皆様に対し、

この場をお借りして、心よりお見舞い申し上げます。

本格的な台風シーズンを迎えるのはまさにこれからです。こうした中、去る5月29日より、国が発表する防災気象情報が大幅に刷新されました。6月の回覧板でも町民の皆様へ周知が始まったところですが、線状降水帯の予測精度の向上や、避難のタイミングをより早く伝えるための情報の集約など、命を守るための仕組みが新しくなっております。災害の備えは、行政からのきめ細かな周知と、町民一人一人の正しい理解があって初めて機能するものです。新しい情報にアップデートされた今だからこそ、いざというときに、誰もが迷わず、適切な避難行動を取れるよう、町におかれましては、今後も、防災行政無線、広報などあらゆる媒体を活用し、継続的かつ分かりやすい情報発信に努めていただくようお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問に先立ちまして、情報社会の変遷と生成A Iの台頭についてですが、私が社会人になった頃は、情報の収集源といえば、テレビ、ラジオ、新聞といった媒体に限られておりましたが、現在では、インターネットを通じて、国内のみならず世界情勢が瞬時に入手できる時代へとさま変わりしています。教育現場においても、かつての辞書や参考書といった紙ベースの学習から、今やパソコンやタブレット、スマートフォンを駆使した効率的な情報収集へと進化を遂げています。

このような背景の中、先月の5月1日、長南中学校の生徒総会に議員10名でお邪魔いたしました。生徒たちの膝の上にはタブレットパソコンがあり、議事の資料は全て生徒一人一人が各自のパソコンの資料を確認しながら、生徒総会の議事がスムーズに進められておりました。時代の流れとはいえ、私たちの時代の生徒総会とは全く違うもののような光景でした。

こうした劇的な社会の変化の中で、特に、令和4年11月の生成A Iの公開以降、生成A Iの普及スピードには目をみはるものがあります。現在では、文書のみならず、動画や音声など多様な情報を総合して扱うことが可能となり、ニュース番組では、A Iアナウンサーによる読み上げなど、その利便性は私たちの想像をはるかに超える速さで進化しております。

また、毎日のように新聞紙面には、ビジネス、経済、教育など、様々な分野において生成A Iという文字が見受けられます。この技術を正しく有効活用すれば、私のような60歳を過ぎた者であっても、専門的で高度な知識を自在に得ることができ、個人の可能性を大きく広げてくれるすばらしいツールとなります。

しかしながら、その一方で、生成A Iを悪用した犯罪等の負の側面も増加しており、昨今では軍事計画などにも生成A Iが利活用されております。また、アルバニア共和国では、2025年9月からA I大臣を任命し、人間が意思決定を担ってきた政治や行政を生成A Iが公共調達の監督業務を担う試みが始まっています。このように、利便性とリスクが表裏一体であることも事実であり、非常に残念に感じております。

現在、長南町議会におきましても、議会改革特別委員会第1部会において、タブレットの導入を検討するとともに、議事録の文字起こし、加えて生成A Iの利活用に向けた取組を進めているところです。こうした背景を踏まえ、本町における生成A Iの取組について質問させていただきます。

まず、要旨の1点目、小学校、中学校において現在どのようにA Iを利活用されているのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） 生徒の生成ＡＩの利活用につきまして、令和８年２月に長南町教育委員会として利活用を許可しないという回答を中学校に出しております。許可しない理由としましては、利便性のみならず、危険性も混在する生成ＡＩを効果的かつ安全に利活用するための教育課程や指導計画が確立されていないこと、教職員の生成ＡＩに対する共通理解が不十分な状況で導入することは、学校現場に混乱を招くおそれがあるためです。小学校の児童については、現時点での生成ＡＩの利活用はございません。

まずは、教職員が児童・生徒に先駆けて利活用していく中で、適正な利活用の方法を検討し、運用について具体的に定め、全教職員の共通認識の下、児童・生徒が生成ＡＩを利活用できるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） ２番、太田議員。

○２番（太田久之） 承知いたしました。

次に、要旨の２点目として、現在、中学校教員の働き方改革が進められていますが、小学校、中学校の教員や職員は今までなかったＡＩ教育という新たな指導項目が増えることで、働き方として負担増になるのか、または効率化により働き方が改善されているのかを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） ＡＩに限らず、これまでも総合的な学習の時間やプログラミング教育、小学校における英語教育など、社会の変化に応じて新しく導入されるものには枚挙にいとまがございません。そのため、その都度新しいものを覚え、指導方法を研修するための時間が明らかに増え、負担は増加している状況にあります。

教職員の生成ＡＩの利活用につきましては、現在、各種便り等のたたき台の作成やアンケート結果の傾向分析や要約、授業の資料作成での利活用があり、効率化が図られております。

以上です。

○議長（松野唱平） ２番、太田議員。

○２番（太田久之） 新たな指導項目の増加に伴う教職員の労働環境整備は、今後の学校教育現場での重要な課題と考えますが、生成ＡＩを有効に活用することにより、教員、職員の業務改善に結びつけられるツールになる可能性も大きいのではないのでしょうか。現状においては、授業以外の業務が少しでも効率化されているとのことです。生成ＡＩを有効に活用し、業務改善に結びつけていただきたいと思います。

ただし、生成ＡＩの利活用については、誤った出力を完全に防ぐことは難しいとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性、透明性への懸念、大量のデータに潜む志向、認識、データにおける偏り、先入観、偏見や差別等をそのまま再生成するなど注意すべき点が多岐にわたって存在いたしますので、資料の再確認は十分行っていただきたいと思います。

そこで、要旨の３点目として、生成ＡＩを利活用するに当たり、教員、職員に対してＡＩ教育はどのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） 教職員の研修として、県総合教育センターの推薦研修や希望研修、長生郡市視聴覚教材センターで行われるレベル別のICT研修がございます。また、長生郡市教育研究協議会の情報視聴覚部会や長南町教育研究協議会・部会での研修や情報共有がございます。このような研修や協議会に参加した教職員が、研修した内容を各学校に持ち帰り、校内研修等で周知しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 教職員の年齢層も幅広く、教職員といえども理解度には個人差もあるかと思いますが、現代社会においては、民間企業においても研修等は随時行っていることですので、子供たちに負けることのないよう教職員にも積極的に研修参加を促していただきたいと思います。

その上で、世界のAI法や倫理原則はこぞって人間中心を掲げています。経済協力開発機構のAI原則は、尊厳や自立を含む人間中心の価値観を重視し、欧州連合のAI法は、自らの目的を、1条において、人間中心で信頼できるAIの需要促進と定めています。

我が国においても、日本版AI法として人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律が2025年5月28日に成立、2025年6月4日公布、施行されております。

この新法のAI基本計画骨子全体構成の第1章、基本構想に、人とAIが協働する「人間中心のAI社会原則」を堅持、イノベーション促進とリスク対応を両立とあり、基本的な考え方の1点目として、人間中心、ここでは公平性・安全性、2点目としてプライバシー保護、ここでは透明性・説明責任や結果に対する責任、3点目としてセキュリティー確保、ここではウイルスや情報漏えいなどのリスクを理解し、安全に機器、ネットを使う能力、4点目として公正競争確保としてイノベーションと定義しています。

その上で、現状での生成AIからの回答はあくまでも参考の一つであり、ベストの回答とは限らないことを認識することと、リスクや懸念を踏まえつつ、最終的には人間が判断し、自分が責任を持つという基本姿勢が重要なことだと考えます。このような背景から、教育委員会並びに教員、職員に対して生成AIを利活用するに当たってのマニュアルが必要と考えます。

そこで、要旨の4点目として伺います。

AIの利活用に当たり、教育委員会並びに学校のマニュアルがあるのかないのか、あるとすれば、どのようなマニュアルなのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） 令和6年12月に文部科学省から学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料として、初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）が出されました。千葉県教育委員会からもその改定について周知がなされたところです。現在、町教育委員会並びに学校として生成AIに関するマニュアルは策定しておりませんが、国のガイドラインを参考に、先ほど述べましたように、まずは教職員が先行して利活用し、児童・生徒への適切な運用を進めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 生成A Iの利活用については、さきに述べたとおり、最終的には人間が判断し、自分が責任を持つことが重要であると考えますので、現状においても、教職員により生成A Iを利活用されているとのことですので、現状に合った共通マニュアルなどが必要であると考えますが、考え方を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） 国のガイドラインや県教育委員会からの改定点については各学校に周知されておりますが、長南小・中学校の現状に合わせたガイドラインにつきましては、今後整理する必要があると考えます。今後、長南町教育研究協議会とも連携しながら進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、要旨の5点目として、学校教育において、小学校の授業から中学校の授業まで、幅広い範囲の授業で生成A Iを利活用できると思いますが、児童・生徒にどのような指導を行い、どのような学習の場面で利活用しているのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） 学校において児童・生徒の生成A Iの利活用は現在ありませんので、直接的な指導は行っておりません。

学校外での個人的な利用につきましては、保護者の管理下ではありますが、そのリスクについては啓発していく必要があると考えております。

今年度、長南町教育研究協議会では、情報モラル特別チームを編成し、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通した系統的な情報モラル教育の指導計画の作成に取り組むことになっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田委員。

○2番（太田久之） 今年度から指導計画の作成に取り組んでいるということですので、今後の児童・生徒への指導を十分見据えた指導計画にしていきたいと思います。

次に、要旨の6点目ですが、生成A Iを利活用するに当たり、保護者への周知並びに保護者への指導をどのように行っているか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） これまでスマホ安全教室等の講演会を保護者に対しても行ってきました。今後、児童・生徒の生成A Iに関する利活用の進捗に合わせ、保護者への文書による周知や保護者向け講演会の実施等を計画してまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 生成A Iの利用活用並びにSNSの利用については、児童・生徒だけの指導ではなく、保護者に対しても共通の知識を持つことが重要と考えます。保護者においても、児童・生徒がどのような事象に興味を持ち、生成A Iを利活用し、SNSをどのように利活用しているのかを、親子が同じ目線に立ち、会話ができるような環境づくりが必要だと考えます。

そこで、学校として親子教室などを提案したいと考えますが、教育委員会としてのお考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） 教育委員会といたしましても、生成A Iの利活用並びにSNSの利用に関する指導は、児童・生徒だけに限らず、保護者への啓発も重要であると考えております。学校において教育活動に位置づけた授業として行う中で、保護者も参加できる形態など工夫できないか、学校と協議しながら進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、太田議員。

○2番（太田久之） 生まれた年代によって世代の呼び名がありますが、1990年代後半から2010年代前半に生まれた世代はZ世代と呼ばれ、今現在の児童・生徒の父兄の世代です。そして、2010年から2024年頃に生まれた世代をα世代と呼ぶようです。

α世代の特徴は、幼少期から日常的に生成A Iが生活に溶け込んだ環境で育ち、意識せずに生成A Iを自然に使いこなす世代と言えます。Z世代はSNSなどから情報収集や情報発信をしています。ある意味では人から人への情報のやり取りですが、α世代の子供たちは生成A Iを利活用する時代になり、人間が関与しない時代へと変化しつつあります。

これからの時代、SNSが生活情報の基盤として浸透していく中、デジタル情報の知識に適応した合理的な価値観を獲得していくα世代からZ世代に伝えることで、子供が親の価値観に影響を与えることもあり得ます。

Z世代の利点とα世代の利点を有効に生かす意味でも、親子教室などを開催し、保護者自身も生成A Iを利用して、生成A Iの利点と弊害を理解することが重要であり、親子が共通の話題でコミュニケーションを取ることにもつながると考えます。また、α世代の子供たちが、相談相手として親でもなく、友達でもない、生成A Iに相談して物事を解決するようにならないよう、親子教室の開催を提案いたします。

直近においても、先日のプロ野球界での事件で、最初に生成A Iに相談し、回答されたとおりに行動に移してしまったことから、思ってもみなかった事態に発展してしまったという事例だと思います。今回の事例のように、生成A Iでの相談、生成A Iからの回答、そして行動という一連の流れには賛否はあるかと思いますが、しかし、SOSの出し方が間違いだと責められるものではないとも考えます。このような事態が起らないよう、強く親子教室の開催を提案いたします。加えて、長南町としても、町民の方を対象としたA I教室などの開催も併せて提案いたしたいと思います。

最後に、要旨の7点目ですが、生成A Iの利活用により児童・生徒が犯罪被害に遭ったときの対応並びに対策について伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

志田教育課主幹。

○教育課主幹（志田和也） 学校では、児童・生徒に対してＳＯＳの出し方教育を行い、担任や養護教諭等への対面による相談だけでなく、１人１台端末から容易に相談窓口を確認できるよう相談体制を充実させ、犯罪被害等の早期発見に努めております。また、県の青少年ネット被害防止対策事業、いわゆるネットパトロールですが、それに登録し、犯罪被害の未然防止にも取り組んでおります。

犯罪被害が発覚した場合は、各学校へ早急に連絡し対応を促すとともに、保護者、警察と連携し対応いたします。また、被害児童・生徒に対しましては、スクールカウンセラーによる心のケアを行い、丁寧に対応してまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） ２番、太田議員。

○２番（太田久之） それこそ、この間の中学校の生徒総会の後にも生徒に周知をされていたという記憶もございますし、その辺はきちんと生徒たちもケアされているなという感じがいたしました。

現代社会は、インターネットを通じて瞬時に世界とつながる一方、どこでどのような犯罪に巻き込まれるか予想困難な時代でもあります。特に、小学生からスマートフォンを手にする子供たちにとって、SNSや多様なサイトは便利な反面、著作権侵害や予期せぬトラブル、さらには深刻な犯罪へとつながる道にもなりかねません。利便性を享受する裏側で活用を誤れば取り返しのつかない事態を招くという現実、このリスクから子供たちをどう守り抜くか、私たち大人や教育現場に課せられた責任は極めて重いと言わざるを得ません。

現在、検索結果の冒頭にはAIによる概要が表示され、私たちはついそれを正解として受け入れがちですが、先日、私自身が正解を熟知している事柄をあえて生成AIに問いかけたところ、明らかに間違った回答が返ってまいりました。生成AIは膨大な情報処理能力にはたけていますが、提示される回答は、現状においては常に真実であるとは限りません。この全ての回答が正解ではないという事実を利用する側が肝に銘じておく必要があります。

私が最も危惧しているのは、効率化とスピードが最優先される社会の中で、子供たちが答えを急ぐあまり、自ら深く考え、悩み、導き出すという貴重な時間を失っているのではないかということです。本来、答えを出す過程には、一度立ち止まって考え、遠回りをしてでも人と会話し、相談し、自分の答えを見つけ出すという血の通ったプロセスが必要です。便利さを否定はしませんが、生成AIに依存し過ぎることで、道徳的、倫理的要素を含む判断をゆがめ、子供たちの本来持っている豊かな発想力や思考の深まりが妨げられるようなことがあってはなりません。

これからの教育現場においては、まず生成AIの基礎知識や、あふれる情報の中から正しいものを見極め、必要な情報を採り出し、安全に活用、発信する力、ネットのうそにだまされない力、SNSでトラブルを起こさず、賢く使う力を十分に習得させることが不可欠です。その上で、生成AIを単なる回答機として使うのではなく、現代社会の諸問題を解決し、新たな価値を創造するためのツールとして使いこなす力を養うべきです。

人間には想像力があり、ほかの人と共感し合い、人は成長していくものだと思います。人が考えるということは、観察された結果から最も妥当だと考えられるものを選択します。だからこそ、新しい状況にも対応して生きていけるのだと思います。子供たちにとって、学びによって何が大切であり、何が最適であるかを大人た

ちが模索し、子供たちの幸せを最優先に考えていくことが重要なことだと考えます。そして、かつてのインターネット産業のように、海外に依存し続けるのではなく、日本独自の平和目的をベースとした、人類だけでなく地球上に存在する生物を守る生成ＡＩの開発、そして次世代が誇りを持ってチャレンジできるような生成ＡＩ開発と利活用の取組を、国や自治体が主導して進めていくことが重要であると考えます。

最後に、教育面も含めたところで、生成ＡＩについて伊藤教育長の考えをお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤信博） ただいまの件につきまして、答弁をさせていただきます。

学校教育における生成ＡＩの利活用につきましては、子供たちの探求的な学習を深めるための個別最適化と、教員の授業準備や校務を支援する業務効率化の双方向で急速に進展している状況にあります。

生成ＡＩに対する基本的な考えとしましては、１点目、人間中心の利活用ということで、生成ＡＩを有用な道具となり得るものと捉え、出力を参考の一つとし、様々なリスクや、懸念されることを踏まえた上で、最後は人間が判断し責任を持つということが重要であると考えております。また、学習指導要領に定める資質、能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点からも効果的であるかを吟味した上で利活用することが重要であるとも考えております。

２点目、情報活用能力を育成強化するという一方で、生成ＡＩの仕組みの理解、学びに生かしていく支援、近い将来、生成ＡＩを使いこなしていくための力を各教科等の中において意図的、計画的に育てていくことが重要であると考えております。また、生成ＡＩが、今後の社会生活の中で加速度的に入り込んでくることを念頭に、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させる必要性、重要性があると考えております。

そのようなことから、文部科学省から発出されました生成ＡＩの利活用に関するガイドライン及び県教育委員会から発出されましたその改定などを参考とし、また、次期学習指導要領に係る趣旨にも沿い取り組みながら、これを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） ２番、太田委員。

○２番（太田久之） 伊藤教育長の考え方につきまして、理解をいたします。

これからの時代、ますますＡＩ並びに機械に頼る、これはもう便利に使っていく分には有効かと思いますが、やはりまだ人間社会でございます。人が人として生きていく上で人を重視する、この考え方は変えてはいけないと思います。機械に任せるもの、また、人がやらなくてはいけないものは決してなくなることはないと考えます。私も、子供たちには、学校その他含めて世の中はＡＩという時代になっていますけれども、人はやはりＡＩではなく、人にはＡＩと書いて愛があると、やはり人として愛がなければ、機械も使いこなせないと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで２番、太田議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前１１時５分からを予定しております。

（午前１０時４８分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◇ 鈴木 ゆきこ 議員

○議長（松野唱平） 次に、3番、鈴木議員。

〔3番 鈴木ゆきこ質問席〕

○3番（鈴木ゆきこ） 皆様、こんにちは。議席番号3番、公明党の鈴木ゆきこでございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めさせていただきますが、先日、昨日の台風により、中央公民館に避難所開設をしていただき、誠にありがとうございました。私は車でのご送迎でしたが、避難された方はとても夜が心配ということで、夜遅くに伺ったわけですが、職員の対応、誠にありがとうございました。また、日中、昨日なんですけれども、地元をよく知っている方が職員でいらっしゃって、その方がいろいろ話をしていただけたということで、とても不安だったところが、少しは和らいだと本人は喜んでおりました。また、これからも、台風があつてはなかなかちよつといけないんですけれども、また避難所を開設された場合は、そのように皆様の心に寄り添った対応をしていただきたいと思います。

では、一般質問を始めさせていただきます。

最初の質問事項は、地籍調査についてでございますが、どうして地籍調査が必要になっているのかを最初に述べさせていただきます。

地籍調査は、土地に関する戸籍調査ともいふべき基礎的な調査のこと。土地に関する記録として、登記所で管理されている土地登記簿や地図などを利用いたしますが、これらの半分ほどは明治初期に行われた地租改正時に作られたものを基にしたものであります。この地租改正とは、明治政府が1873年から実施した土地税制改革のことで、お米から現金で税金を納めるようになった歴史的な改革であります。当時作成された公図は、国民自身による局地的な測量、すなわち全国で統一された緯度・経度の基準に基づかず、その地域内だけのローカルな基準や目印を頼りに測量されたもので、近代的な測量によるものとは言えず、見取図的性格のものでした。境界や形状、面積などが現実とは異なっている場合も多く、土地の境界をめぐるトラブルが発生するなど、問題となりました。

しかし、地籍調査が完了した土地の場合は、境界が定まることで、境界問題を回避することが可能となることや、国土調査法に基づいた地籍調査は、町が主体となる事業のため、町民には自己負担なしで土地の調査や測量、また分筆と合筆の登記も行うことができます。

地籍調査のメリットとして、公共事業の円滑化やコスト削減が図られるほか、自然災害などにより地形が変化しても元の境界を復元することが可能となるので、作業や道路台帳の作成がスムーズに行えるようになります。さらに、正確な地目や面積が課税情報に反映されることで、税金等の負担の公平化を図ることもできます。

以上のように、地籍調査は、個人の土地を守るだけでなく、災害対応など、地域全体の防災管理に直結する重要なインフラ調査であります。

そこで、要旨1となりますが、地籍調査がどのくらい進んでいるのか、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤建設課長。

○建設課長（小澤元晴）　それでは、本町における地籍調査事業につきましては、平成26年度より立会いに着手し、20か年計画にて工区を分け、面積64.36平方キロメートルを計画的に実施しているところでございます。

進捗状況につきましては、令和7年度末時点において、20工区中13工区まで立会いが完了しており、面積においては40.59平方キロメートル、進捗率は約63%となっております。

なお、国と事業推進について以前より協議調整を行い、20か年計画の予定より1年前倒しで進んでおります。

また、事業を実施するための財源内訳につきましては、国費が50%、県費が25%、町費が25%となっており、町費の80%が特別交付税として交付されますので、町の実質の負担額は全体事業費の5%となっております。

今年度につきましては、小生田、地引地区の14工区の立会いを実施いたします。今後も、土地所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、引き続き計画的に事業を推進してまいります。

○議長（松野唱平）　3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ）　平成26年度より地籍調査事業の立会いに着手し、令和7年度末時点において20工区中13工区まで立会いが完了、進捗率は約63%、20か年計画の予定より、うれしいことに1年前倒しで進み、今年度は小生田、地引地区の14工区の立会いを実施するというのが、ただいま課長からの答弁で確認することができました。13工区まで地籍調査が完了しておりますので、境界や形状、面積などの違いが生じているものと考えます。

そこで、質問の要旨2となりますが、調査前と後では、面積や地目の変更がどのくらいあるのでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤建設課長。

○建設課長（小澤元晴）　地籍調査事業は、1筆ごとに土地の境界を定め、面積を最新の測量技術で観測し、正確な地番及び地目に修正するものでございます。

調査前の面積につきましては、明治初期頃の縄を使用した測量による非常に精度が悪いものなので、現代技術を用いて新たに測量を行った後では、ほとんどの筆において変更が生じている状況でございます。

また、地目の変更につきましては、昔は田んぼでしたが、長年の耕作放棄で山林化した事例などがございまして、令和7年度末時点では、全体の約10%程度の地目が変更となっております。

○議長（松野唱平）　3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ）　地籍調査前の面積の出し方でございますが、明治初期頃の縄を使用した測量で非常に精度が悪かったことや、現代技術を用いた測量では、ほとんどの筆において変更が生じてしまうということを、ただいま学べましたので、面積に関しての変更は当然あり得ると理解いたしました。

また、地目変更については、我が家も該当する田んぼがありました。谷津田になりますが、何十年も前に杉を植えた隣の田んぼで、周辺には、タラノメやフキなどの山菜が自生しており、自然豊かな現況を見ることもありましたが、ただ、私一人で山奥まで通うには少し勇気が要る場所だったこともあり、我が家は耕作放棄地の田んぼへと変わっていつてしまいました。地籍調査の確認時には、太くなった杉の倒木や、雑木が生えてお

り、大きく変化していた田んぼですが、この地籍調査がなければ足を運ぶことはなかったのではないかと思います。

町内でも、耕作放棄地は不便なところほど山林化となっているものと考察いたしますが、地目変更による修正の必要なところが、令和7年度末で10%でしたが、思いのほか少な過ぎるのではないかという疑問符が私にはつきました。

それでは、次の質問、要旨3になりますが、面積の違いから固定資産税の増減があるのか伺います。

○議長（松野唱平） たいだいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤建設課長。

○建設課長（小澤元晴） 地籍調査の結果が固定資産税の課税に反映されるまでには、まずは境界立会いを実施した後に、その結果を測量し、作成した図面を所有者の皆様を確認していただいた後に、法務局に登録されます。その情報を基に課税台帳の修正が行われ、その年の1月1日時点で修正が完了しているものが、翌年度の税額に反映されます。よって、地籍調査の実施に伴い、登記簿上の面積から変更される場合には、変更後の面積に基づき固定資産税の課税が行われることとなるため、結果として税額が増減することとなります。

地籍調査により税額が増えた方、または減った方につきましては、正しい面積に修正となったことによるものでございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 地籍調査により、先祖代々から受け継がれてきた土地の面積が修正され、固定資産税が増減したとしても、調査結果に基づくものですので承諾はできます。

そこで、再質問させていただきます。町民から固定資産税が増えたことに対する問合せなど、何かありましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） たいだいまの質問に対して答弁を求めます。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭） 固定資産税に関して窓口によく寄せられる問合せの内容は、昨年より税額が高くなったことに対するもので、増額理由の中には地籍調査によるものもございます。地籍調査により税額が変更となった方には、地籍調査によって地目、地積などの変更に伴う税額変更のご説明のほうをさせていただきまして、ご理解をいただいております。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 町民からの問合せに対し、税務住民課で丁寧な説明をすることにより、納得できるような対応をいただいていることが、たいだいまの答弁から確認できました。

そこで、質問の要旨4に進みますが、地籍調査により、税金関係など、メリット・デメリットがあるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） たいだいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤建設課長。

○建設課長（小澤元晴） 地籍調査によって土地の境界を明確にし、正確な面積や地番、地目を把握しておくことの最大のメリットは、皆様の大切な財産を永続的に保全し、次世代へ正確な地籍情報を提供し、町づくりや

公共事業などに地籍調査の成果を基礎データとして活用することで、行政サービスの向上につなげていくことでございます。

また、土地の境界が明確化することで土地取引の円滑化につながり、不動産流通が活発化することで、土地の評価額の向上にも期待でき、相続を受けた場合も正確な土地の位置が分かることから、隣地との境界争いなども未然に防ぐことができます。

その他、災害発生時などにおける迅速な境界復元にも効果を発揮しております。

先ほども答弁したとおり、地籍調査の実施に係る費用につきましては、国・県・町が負担するため、土地所有者のご負担がないこともメリットになっております。

次に、デメリットにつきましては、特段ないものと考えております。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） メリットとして、個人で境界立会いなど測量を実施する場合には、多額の費用が発生いたしますが、この地籍調査では、国や県、そして町が負担するので、個人負担がゼロとなり、大変ありがたい事業であります。境界が確定していることで、土地取引での評価額が上がり、隣接する所有者との境界問題がなくなるなど、メリットはたくさんあることが分かりました。そして、懸念されるデメリットはないということも確認できました。しかし、昨今では、人件費の高騰をはじめとする様々な国際情勢の影響も懸念されております。物価高騰など、先行きは不透明な状況であります。執行部の皆様におかれましては、地籍調査が計画どおりに完遂できるよう確実な執行をお願い申し上げます。

この質問で、地籍調査については最後となりますが、質問の要旨5の赤道と青道の管理について伺ってまいります。

調べてみますと、平成27年12月定例会において、現在、議長の職にあります松野議員より、赤道、青道の管理についての一般質問が行われておりました。当時の議事録の一言一句そのままではございませんが、私の質問に関連する部分を紹介させていただきます。

赤道、青道の管理について、平成17年4月、国からほぼ100%の譲渡を受け、町が財産管理の権限を有することとなり、本町では昨年度、平成26年度から、国土調査法に基づく地籍調査が実施、赤道などが現況の宅地内などに存在する場合、機能は喪失されているとも思われますが、町においてはどのように管理、また対応していくのかとの質問をしておりました。平野町長からの答弁は、赤道、青道は道路法及び河川法の適用を受けない道路、河川等で、法定外公共物ということで、町の管理に属するもの、この管理に関する条例では、この土地を使用する場合には、町長の許可を受けなければならない。地籍調査によって位置等が明確になった法定外公共物については、用途廃止が可能な場合は払下げを行うことができ、地権者からの払下げ申請により払下げを行う。赤道、青道としての機能を喪失し宅地等の一部に利用されている土地については、取得するかしないかは、その利用者の意思によるものですが、できるだけ占有しているものについては、町として払下げの検討の話をさせていただいているとありました。

そして、平成26年度、27年度で宅地等に赤道、青道の存在がどのくらいあったかという質問に対する、当時の担当課長の答弁は、平成26年度では、宅地内に赤道が存在し、その機能は喪失されているであろうという事例は8か所で10筆、平成27年度では9か所の15筆とあり、町長の答弁と同様に、機能喪失や近隣に影響がない

場合は、登記完了後に用途廃止及び払下げを行っていくとありました。

そこでお尋ねいたします。赤道と青道の管理についてでございますが、現在どのような状況になっているのかお答え願います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤建設課長。

○建設課長（小澤元晴） 現在も、赤道、青道が宅地内等に存在し、機能を喪失している場合には、払下げの検討のお話をさせていただいております。その結果、令和6年度に3件、令和7年度に4件の実績がございます。引き続き赤道、青道の適正な管理につきましては適切に行ってまいります。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 赤道、青道については、令和6年度に3件、令和7年度に4件の実績があったとの答弁でしたが、ここで再質問させていただきます。

払下げの申請手続を行う場合、申請に係る経費など、具体的にどのような流れになっているのか、また、税金面においても、一例としてのご教示をいただくことが可能かどうか、よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤建設課長。

○建設課長（小澤元晴） 地籍調査により境界が確定している場合には、まずは法定外公共物の譲渡申請書に係る必要書類を用意していただき、申請をしていただきます。赤道、青道は使用目的が決まっている行政財産となり、町が勝手に売ったり貸したりはできないことから、建設課により用途を廃止する手続を行った後は、総務課の手続となり、法務局への登記関係や売買契約を行っていきます。

申請に係る経費としましては、一概には言えませんが、必要書類等を業者に依頼すると約30万円程度の費用がかかり、それに加え、土地の売買代金がかかってくることになります。また、境界が確定していない場合は境界立会いを行う必要があるため、先ほどの費用の約2倍程度の費用がかかることになります。

払下げをご検討されている方につきましては、建設課へご相談ください。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ただいまの答弁より、払下げの申請手続の手順などを私なりにまとめてみました。

まず、その申請手続の手順についてでございますが、1、法定外公共物の譲渡申請に係る必要書類を用意し、申請するが、公図や登記事項証明書などの添付が必要である。

2、赤道、青道は、使用目的が決まっている行政財産のため、その用途を廃止しても不具合がないか、役場庁舎内の関係部署と審査を行う。

3、払下げを行っても問題ないと判断された場合は、申請者と売買契約を締結し、町の嘱託登記により所有権移転を行い、登記完了後に申請者の所有物となる。ただし、嘱託登記に必要な図面や調査書は申請者が用意する。

次に、申請に係る経費についてでございますが、1、申請に添付する公図、登記事項証明書の取得費用、2、嘱託登記に必要な測量図などを専門業者に依頼する費用、3、登記に関する登録免許税、4、土地の買取り代金、そして地籍調査が完了していない場合には、5として境界立会いを行う費用が上乗せとなる。さらに、税

金関係では、地目や面積の評価に基づき課税されるなどが、払下げの申請手続に関するまとめとなりました。

このように手続が非常に複雑であることを考慮いたしますと、払下げを検討する際には、まずは建設課の窓口直接向いて相談することが、スムーズに手続を進められるものと認識できました。また、窓口対応をされる職員も手続が複雑となりますので、町民に寄り添った丁寧な説明をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2番目の質問事項になりますが、わが家のエコ電について伺ってまいります。

このエコ電補助金ですが、私が議員になってからの予算を確認したところ、令和6年度が200万円、令和7年度150万円、そして今年度においては100万円でありました。町単独事業の補助金ですので、近年の社会情勢を考えますと、予算を維持し続けるのは決して容易ではなく、予算編成においても相当な調整が必要であったと推察できます。また、近隣市町村での単独事業はないものと私は理解しております。そして、町民にとっては、非常にありがたい施策の一つであると認識しております。

そこで、質問の要旨1になりますが、今年の実績について伺います。

○議長（松野唱平） たいだいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） ご質問のわが家のエコ電補助事業につきましては、令和5年度より町の単独事業として開始をしたところでございます。今年度、令和8年度につきましては、予算額100万円で開始をしまして、工事17件、器具の取替え8件、合計で25件の申請を受けまして、4月9日で予算額の上限に達したため、受付を終了したというところでございます。

なお、補助額ベースでは工事74万5,000円、1件当たりの平均は4万3,824円でございます。器具の取替えでは25万3,000円、平均2万8,111円の実績でございました。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 17件の工事があり、器具の取替えが8件、合わせて25件の申請で、4月9日には100万円の予算額を達成したため、受付終了となりました。受付終了までの申請期間が9日とはあまりにも早過ぎると感じましたが、今年は今まで以上に物価高騰の影響が大きく関係し、この支援を今か今かと待ち望んでいた町民が多数いらしゃったのではないかと存じます。

そこで、質問の要旨2となる周知方法についてでございますが、4月9日で受付終了となった支援事業ですので、一部の町民の中には、もっと早く情報を知ることができたらと残念に感じられた方もおりましたので、どのような周知方法での支援事業だったのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） たいだいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） ご質問の周知の方法でございますが、広報ちょうなん4月号での周知、これが主たるものとなっておりますが、広報については、皆様のお手元に届くまでタイムラグが発生するというケースも見受けられたことから、町ホームページにおいても、4月1日付で申請開始の記事を公開したという経緯でございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 広報4月号での周知方法では、答弁にあったように、区長から組合長、そして班長から各世帯へ戸別配布となるので、タイムラグが生じてしまうことは理解できます。そして、町ホームページにも4月1日付で公開されたとありましたが、果たしてどの程度の町民がホームページを閲覧しているのかなと疑問が生じてまいりました。せっかく町公式LINEもあることですので、情報伝達にはLINEの有効活用も今後検討していただけるようご提案させていただきます。

それでは、4月9日に受付を終了したことで、補助金の申請に間に合わなかった町民に対しての対応策として、質問の要旨3になりますが、何かほかの支援策を活用できないか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） ご質問の中にもございましたように、この事業、本事業は町単独の事業でございます。まして、国や県においても同様の事業は存在しないというところが現状でございます。よって、今のところ、ほかの支援策は考えにくい状況ではございますので、何とぞご理解をいただければと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） 国や県では同様の支援策がなく、長南町独自の支援策を何年も持続できていることには、誠にありがたく、町民に寄り添った支援だと改めて実感しております。

しかし、今回の議会直前に届きました広報ちょうなん6月号3ページには、長南町地域応援券を、町民全員に1人当たり1万6,000円、ゆうパックにより、6月上旬から随時、世帯主へ送付と掲載記事がありました。ちなみに、我が家には6月2日の夕方、届くことができました。この地域応援券は、原油価格や物価高騰による負担を軽減し、家計を少しでも支援できればという思いがあり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用で、問合せ先は産業振興課になります。わが家のエコ電補助事業担当の生活環境課とは異なりますが、町民の皆様に対しての支援であることには変わらないと捉えることができます。また、町内の電器屋さんも活用できるのもありがたいと思うところでございます。受付が終了したことで悩んでおられた方などが、地域応援券を活用して購入をご検討いただけたら、1人1万6,000円なので、経済効果も上がり、より一層実効性の高いすばらしい施策になるとして評価されるのではないのでしょうか。

それでは、最後の質問になりますが、補正についてでございます。

蛍光灯の生産が2027年に終了するため、経済産業省では計画的にLED照明への切替えをお願いしております。LEDに替えるメリットとして、1つ、電気代がお得、2つ、長寿命で手間要らず、3つ、CO₂排出量削減とありましたので、物価高騰の今年は例年よりも関心が増していると感じております。

そこで、要旨4番の補正を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） 補正についてでございますが、今年度につきましては、今後、補正予算のお願いをさせていただく中で、再開する方向で検討させていただいているところでございます。再開に当たりまして

は、申請の受付方法についても見直しを図りまして、公平性の確保を図れるよう検討させていただき考えでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、鈴木議員。

○3番（鈴木ゆきこ） ただいまの答弁で、補正予算を考えていただけるという、何と前向きな答弁ではなかったでしょうか。申請の受付方法も、熟議を重ねて見直すことが必要であります。高齢化の進んだ町ならではの皆様に寄り添える取組にさせていただけるようよろしくお願い申し上げ、これで一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで3番、鈴木議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前11時44分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 加 藤 喜 男 議 員

○議長（松野唱平） 次に、10番、加藤議員。

〔10番 加藤喜男質問席〕

○10番（加藤喜男） 10番の加藤喜男でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

町の台風の対応については、大変ご苦労さまでございました。台風一過でもうちょっといい天気になるかなと思ったら、そうでもなかったので、いまいちですけれども、それでは、初めに新教育長に抱負を伺うということでございます。

まずは教育長にお聞きするわけですが、このたびの教育長ご就任、誠におめでとうございます。本町教育行政の最高責任者に就任されました。教育は国家百年の大計です。立派な日本人を育てていただきたいと思います。

そこで、初めに教育長就任に当たりまして、抱負などをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤信博） 現代は変化が激しく、先行き不透明であり、将来の予測が困難な時代であると言われております。そのような中、夢や志を抱き、たくましく生き抜くことができる人づくりが求められております。

教育は、かけがえのない子供たち一人一人の未来を切り開き、地域や社会、そして我が国の未来をつくるものであり、そのための人づくりでなければなりません。

その人づくりに向けましては、人間力の育成にあると捉えております。人間力とは、社会の一員として自立

し、力強く生き抜くための総合的な力であります。知識や技術だけではなく、知的能力、社会対人関係力、自己制御力の3要素を核とした内面的人間性や道徳心、行動力を含む人間としての魅力や生きる力を指します。言葉を換えますと、想定外の状況下でも自分で考え、関係者と調整、連携しながら推進する力であり、変化の激しい現代において、人、状況、目的の間をつなぎ、物事を前に進め続けるための原動力になると考えております。

この人間力の育成による人づくりに全力を傾注し、本町教育行政のさらなる発展に尽くしていく所存です。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

また、教育長につきましては、次回以降またいろいろお聞きしたいことがあるかもしれませんので、ひとつよろしく願いいたしますが、抱負を聞いた次に、次の関係をお聞きしたいと思います。

今回3問出ささせていただきましたが、2問目として、教育についての費用と効果についてというような感じでお聞きしたいと思っています。

教育にはお金がかかるわけでございます。一般的にビジネスの世界では費用対効果、コストパフォーマンスというような言葉でも言われており、重要視されておるところでございます。

これは、町の行政でも同じことであろうと思っています。財源にも限りがあるわけでございますので、漠然な質問で恐縮なんですが、教育における費用対効果についての考えをお聞きできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤信博） 教育における費用対効果は、教育コストとして投入した諸経費や時間、手間などに対し、学力や体力の向上、健康の保持・増進、人間性や感性を高めるといったことへの効果がどれだけ得られたかを示す指標と言えます。

教育コストは、生産性や所得を高め、生活水準を引き上げることに大きく作用するとともに、これからの社会を形成する人材を育成するための将来に向けた投資と捉えております。

本町の厳しい財政状況や財政投入に対する説明責任の必要性からも、教育投資に対する費用対効果を明らかにしていくことは、重要かつ不可欠であると感じております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。本当に財源もあるわけで、大変なことでございます。

昔から、金がないなら知恵を出せと、知恵がないなら汗をかけなんていう言葉もあったりしました。本来、松下幸之助が、まず汗を出せ、汗の中から知恵を出せ。それができない者は去れと言ったような言葉が残っておるようですが、お金がないなら知恵を出すというのはうなずけるところであると思います。

財源には限りがありますので、子供たちの減少により効率も悪くなるということはあると思います。教育の効果は、これはすぐ出てくるわけじゃないと思います。長期的な視点、評価となりますが、そういうことで評

価は非常に難しいですが、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

3つ目の質問でございます。不登校に関して、教育長のお考えをお聞きしたいと思っています。

いろいろ調べてみますと、2025年度、昨年度の調査で、小・中学校合計の不登校者は35万4,000人という数値が出てきましたが、12年間連続して不登校が増えているというような状況にあるということは間違いないところであると思います。これからいきますと、中学生の15人に1人ぐらいが不登校というような深刻な状況です。主な原因としては、調べた範囲では無気力、不安のほか、いじめ、友人・家族関係などが掲げられ、背景は多様化、複雑化しているようです。

本町の状況については、学校長のほうからお聞き及びと思いますが、不登校対策について教育長のお考え、どのようなお考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤信博） 基本的に不登校を問題行動と捉えるのではなく、多様な要因が絡み合った結果としての休息やSOSとして捉え、登校という結果のみをゴールとしない、個々の状況に寄り添った社会的自立の支援にあると考えております。

学校に登校していても、登校していなくても、一人一人が大切にされ、自分らしく学んでいる状態を目指します。大切なことは、子供の学ぶ権利を保障し、将来の自立を支えることにあります。

そこで、学校、家庭、教育委員会、関係機関が連携を図りながら、子供たちを支える重層的ネットワークの構築に努め、子供たちが自分なりのペースで、自分に合った歩みができるよう、一人一人に寄り添った支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

近年、若者の凶悪犯罪が多発をしておるところでございます。神戸では、14歳の中学生が通行人や遊んでいた小学生を襲撃して、2人を殺害して、3人に重軽傷を負わせた。また、18歳から19歳の少年グループの大阪、愛知、岐阜の連続殺人リンチ事件とか、今現在では、栃木県の強盗殺人事件ですね。この事件の全貌については、そのうち分かるのでしょうかけれども、若者が、簡単とは言いませんけれども、すぐ殺人をしてしまうということでもあります。これらの事件が出てくるということは、幼児期の教育の問題とか、学校教育の問題とかがあるんだよという話も聞くところでもあります。

ゆとり教育というのがありました。2002年あたりから本格的に導入された教育改革のようでした。学力の低下や産業界からの基礎学力や技術力の低下が懸念されるというような危機感もあったようで、段階的な方向修正がなされて、現在事実上撤回されておるのかなという気がいたします。

この辺の状況については、当事者であった教育長に、また次回、今回はお聞きしませんが、次回にでもお聞きしたいと思うところであります。いろいろ調べますと、リベラル教育という言葉に接します。最も簡単な表現にすれば自由主義的な教育といえますか、自由教育というふうに載っておるわけですがけれども、さきのゆとり教育がリベラル教育そのものではないようですがけれども、リベラルの思想やアプローチを強く反映した教育

方法だったのではないかというものも疑われておるわけでございます。

先ほどお聞きしました不登校の問題は、昔では考えられない若者の凶悪犯罪なども、この教育がどこかで関係しているんじゃないかなというところを、今勉強しておるところでございますけれども、次の機会に、次回にこの辺をまた出させていただきまして、お聞きすることになろうかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、1問目が終わります。

次に、2つ目としまして、町民減少の対策ということでお出ししてございます。町長に減少の対策について伺うわけであります。

町民の減少が著しく、日本人も減少の一途をたどっておる。これは日本についてはゆゆしき問題であるということでございます。日本の人口も2009年をピークに減少しまして、昨年4月時点では約1億2,000万人となっているようです。2060年には1億を割り込むというような試算もあると聞いております。

一方、本町では、昭和30年の約1万5,000人をピークにしまして減少の一途をたどり、6月のさきの広報によれば、ついに7,000人を切りまして6,800人程度の住民になってしまいました。6,800人いても、2人に1人が高齢者というようなことであります。

本町では、平成22年、2010年に過疎の自治体の指定を受けております。これは人口減少や高齢化が著しく、生活環境や生産機能が低下している地域であるというふうに判断をされたことによるものでございます。全国には約1,700の市町村があるようですが、過疎に指定された自治体は、2022年で885市町村のようです。国土面積からいうと6割の面積が過疎であるということで、これがまた年々増加をしておるというわけであります。

このような日本の人口が減少する状況に、自治体間で奪い合っても、これは日本の将来はないと思うのであります。人口減少、すなわち子供が誕生しない中で各自治体で奮闘しておっても、これはどうにもならないということが分かってきたのではないかなと思います。

今日本で必要なことは、日本人を増やすことであるということです。町長は、近隣市町村の首長さん方や他の自治体の部長さん方と話す機会が大いにあるわけでございます。各市町村の人口減少もさることながら、日本の人口減少に対して意見交換等がなされているのか、そういう話題があるのかどうか、ここでちょっとお聞きしたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 人口減少につきましては、今加藤議員がおっしゃったような状況でありまして、実際その人口が減少したことによって、いろんな面で行政課題が出てきているということには間違いありません。

ご質問の人口減少対策について首長同士で意見交換をしているかというようなご質問ですけれども、この減少対策については、今や全国の自治体共通の重要課題になっていることはご案内のとおりでありますけれども、この人口減少は、人口規模や地理的条件、産業構造、都市部・地方部といった地域特性が起因していることが大きいわけですから、各自治体においては、その地域の実情に応じた対策を講じているというふうに思っています。

このため人口減少対策そのものについて、自治体間で施策内容を協議したり、統一的な方向性について、首

長間で意見交換を行っているという状況には現在のところありません。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

国は、2005年の小泉内閣で少子化担当大臣に、よくこれ本人が初代の大臣だということで猪口邦子先生がよく話しておられます。その後、20名程度大臣が交代されて今に至っているということもありますね。2023年には、こども家庭庁が発足いたしまして、三原じゅん子議員などがいたわけであります。現在は、こども政策担当大臣でよろしいですか、黄川田仁志衆議院議員のようでございます。

この2005年以降、いろいろ大臣が替わりまして対策を講じてきておるわけでございますが、その効果がどうなのかなということを私も思いますし、皆様方も思っておるんじゃないかなと思います。人間には寿命があるわけですから、バトンタッチできる人をつくっていきませんと、日本が終わってしまうというのはお分りのとおりだと思います。

以前にも、議会、本会議でこの場でお話しさせてもらったことがあるんですが、国政政党の中にゼロ歳から15歳までの子供に月10万円を給付して、子育てや教育に係る費用の直接支援をしたらどうかという党もあります。また、著名な評論家で、名前は言いませんが、第1子には1,000万円、2子には2,000万円、3子には3,000万円国が出そうという、巨額なケンピを必要とするわけですが、費用を必要とするわけですが、こういうプランを提唱している評論家も、識者もいらっしゃるということであります。

いずれも子供が将来的に納税者となって国を支えるわけでございます。国の投資先であるということを主張しております。給付した金額は、将来税収として国に回収できるという理論のようでございますけれども、これも間違っていないんじゃないかなと思うところであります。人が増えれば景気もよくなるし、国は元気になるわけで、人が減っていく段階で国を元気にして、町を元気にしていこうというのはなかなか、誰がやっても難しい話だと思うんですね。

町長、先ほどそういうあれがないということですが、首長さん同士がお集まりになったら、町の問題じゃない、市の問題じゃない、村の問題じゃないよと、国の問題なんだということを思っていたいて、国に対して連名で提言書を出すとか、いろいろなことを考えていただくとうれしいなと思うわけであります。

これは、首長さん、自治体に関係しますが、議会もこれは十分関係するわけでありまして、議会も国に対して意見書が出せるわけでありまして、この辺十分検討しまして、議会として、国に人口増加の要望を出すということで、また議員さん方も知恵を出していただいて、お知恵を拝借できればいいなということを思っていますので、よろしくお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、べにばな号の利用状況についてということで、通告をさせていただきました。

町には、ゆたか号とべにばな号というのがありましたが、昨年ゆたか号を廃止し、べにばな号の1台を残したということのようであります。複数あったほうが町民は便利なんですけど、車を管理していく上で、さっきの費用対効果じゃありませんけれども、費用がかかるわけで、1台はやむを得ないということで、私も思っているところであります。

このゆたか号の廃止に合わせまして、管理規程の改定がなされるということを聞いております。そこで、何点か状況についてお聞きしますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、近年の利用者の状況、利用者数、日帰りだとか、宿泊、県外、いろいろな状況がご提示してございますが、これについて利用の状況についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） まず、町民バスの使用の範囲でございますが、町が行う行政視察や調査研究、また、町が公益上必要と認めた団体が主催をします研修会等、町教育委員会が行う社会教育、社会体育活動や小・中学校の児童・生徒の校外活動と規定されておりまして、所管課から申請を受けて使用されているというのが状況となっております。

令和7年度の状況を見ますと、利用状況でございますが、総利用者数は2,415名、べにばな号では1,256名、ゆたか号では1,159名、日帰りは、県内で94件、べにばな号では58件、ゆたか号では36件、県外には7件、こちらはべにばな号のみが県外に行けるということになっておりますので、べにばな号のみ県外に7件行っているという状況。そのうち宿泊ですけれども、県外に1泊、1回のみ宿泊となっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。結構利用者数が多いございまして、皆さん活用されておるということで、いろいろ活用の目的があるかと思います。今1台しか残っていませんが、いろいろ行政上の活動とか、あと一般サークルの活動とか、多分あるんだろうと思います。その辺よく、本当にこの車の活用に適しておるのかどうか、十分チェックをしていただきたいと思いますところであります。

それで、次に、7月に去年管理規程が改正されたということによろしいのか。もしよろしければ、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 今回、町民のバスが2台体制であったものが1台になったことによりまして、町バスの管理規程のほうを改正させていただいたわけでございますけれども、バスが1台になった理由といたしまして、昨年の広報9月号でも周知をしておるわけなんですけれども、平成12年から25年間使用しておりましたゆたか号が車検を迎えた際、この際やはり25年ということで経年劣化によります故障ですとか、部品の製造終了、こちらのほうによりまして、もう更新ができないということになりました。ましてや廃車を決定、廃車ということでそういう決断に至ったわけなんですけれども、その際、当然新しいバスへの更新というのも検討のほうはさせていただいたところでございます。

その中で、町の財政状況ですとか、費用対効果という面も考慮させていただく中で、更新という判断ではなく、各課等の事務事業で使用する際に、町バスの使用が、例えば複数の課等でかぶってしまった場合、このような場合は、今年度から新たに計上、予算しておるわけなんですけれども、民間バスの借り上げ料を今年度から予算計上させていただいていますので、こちらで対応していこうというような判断に至ったところでございます。

これらのことを踏まえまして、町の公益上必要と認めました団体ですとか、社会教育、社会体育活動で町民

バスを使用する多くの団体に利用機会を提供できるようにしようということを目的としまして、管理規程のほう改正をさせていただいております。

こちらの大きな改正点としては、1点目として、まず今まで宿泊はなかったんですけども、宿泊は原則として認めないということ。2点目として、乗車定員の6割以上が町民に限定をしようということ。こちらはやはり学校等で、複数の学校で合同でどちらかに行くということも最近ケースが出ていますので、6割以上が町民であるというのを基本的な考え方にしよう。そして3点目として、今まであまり申請書、決定通知出ていなかったものですから、はっきり相手方に決定通知が出ていることを知らしめるということで、申請後の利用決定通知書の発行を行いますということで、こちらが大きな改正点ということになるかと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。ゆたか号28年たったということで、よくもったなということで感心するんですけども、私も30年乗っている車を車検に出しましたら、部品がなくてどうしようかと思っ
て考えていまして、作ろうかなと思って、車検通るのかなと思って不安があるところなんですけれども、いろいろ回答していただいたということで、みんないい方向にいつているんだと思います。

ちょっと話は違いますが、この間バスが事故をやって、亡くなった方、生徒が、生徒だったか、そういうことなのかな。要するに運転者が大事だということで、民間のバス会社などもいろいろアルコール検査をしたり、いろいろなことをやっているんだと思います。身体検査、健康診断も。その辺、だから事故のないように、ひとつまた知恵を出していただいてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと追加で聞きます。これは、利用費用はなかったでよろしかったんでしたっけ。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 利用費用は、基本的には使用料無料となっております。ただ、利用者にご負担をいただく費用に関しましては、例えば、視察先での駐車場の駐車場代ですとか、高速料金ですね。そのほか、あまりないでしょうけれども、給油が必要になってしまった場合に限って、そのときの追加になった分の給油代のほうは、そのときの団体の方々にご負担いただいているという状況で、若干の内容によってご負担が発生しているという状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。ということは、ガソリン代は、普通は燃料代は出ているということよろしいですね。

もう一問出してございました。利用者の多くの方々は、定期的に使っている方があって実績があったわけでありまして、今回の改定がそういう方々にちゃんと周知されておったかということ、追加でお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） べにばな号の管理規程の変更につきましては、昨年9月でゆたか号が廃車になったことに伴いまして、10月から町ホームページへの掲載による周知のほか、管理規程が変更される前から、窓口に申請に来られた方に対して、その都度変更点等を説明し、周知のほうはさせていただいておりました。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。またひとつ事故のないように、よろしく運営をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、災害時の対応ということで通告をさせていただいております。被災をした町民の方々への仮住まい等の対応というふうなことでございます。

災害には、地震、昨日の風水害、土砂災害、建物・家屋災害といろいろな種類があるわけでございます。災害によって、今住んでいた場所に住めなくなるケースがあるわけです。先ほどのとおり、例えば家屋火災や土砂崩れで家が燃えちゃった、倒壊しちゃったというようなこと、また河川が氾濫して住めなくなっちゃっているというようないろいろな、今住んでいるところに住めなくなる状況が発生するわけでございます。

これらの災害により、我が家での生活がままならない場合の町の対応についてお聞きするものですが、最近、私ども坂本のほうで、夜家屋火災が発生しまして住まいをなくされたわけでありまして。幸いに、お住まいの2名の女性の方は無事でございました。しかし、その日から、いろいろなルートを頼りにどこかに泊まれるところを探さなくてはならないわけでございます。そして、町としても最大限のサポートをしていくというわけでございます。

今回のケースは、自宅の隣にある、ちょっと直せば住めるところができたので、そこに多分今お住まいかなと思います。私も行きましたら、総務課の方たちとか、教育長のお兄さんとか、いろいろ現場に来て心配をされておったわけでございます。

地震など大きな、広域にわたる災害もありますけれども、今回のような2軒ぐらいが住めなくなるような災害に対して、町はどのような対応となるのか、いろいろケースがあるわけでございますけれども、かいつまんでご紹介をいただければと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） まず、地震や風水害等の大規模災害により多数の家屋被害が発生した場合などは災害救助法が適用されることとなり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理により住居を確保、修理することが可能となっております。

一方で、ご質問にございました家屋火災等のような一戸ですとか、複数戸が被災をしてしまった場合につきましては、基本的には親戚ですとか知人宅に一旦身を寄せていただいたりですとか、社会福祉協議会を紹介しまして自立相談支援センターなどにつないでいくというような対応のほうが考えられます。

どうしても身を寄せる場所がないですとか、見つからない場合は、短期的に1か月以内程度を条件に町営住宅のほうに居住していただきまして、その間に新たな住まいを探していただくというような形になろうかと思っています。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 今課長から町営住宅という話が出たんですけれども、町営住宅に仮の住まいをできる余裕はあるということでよろしいですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 建設課のほうに確認した際に、早く言えばそれこそ町営住宅縮小の方向ですので、数件程度は、若干の修理も入るかもしれませんが、そのためには、ですから短期間であれば対応ができるというようなお話はいただいておりますので、多くの方というわけにはいきませんが、数名でしたら可能ということで意見のほうはいただいております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

町営住宅もああいう状況ですから、縮小の方向でいっているわけで、その中で1つや2つぐらい緊急時に対応できるのがあってもおかしくはないと思いますし、また今、変な話、人口減少で空き家がいっぱいできてくるような話もあって、うまく地権者、所有者と話ができれば、そういうところを町が予約と言ったらおかしいですけれども、優先的にとか、そのとき空いていれば借りられるというようなことを考えておいてもよろしいのかなという。民間、そのほかにも民間の施設をどこか協定を結ぶまでいかなくてもよろしいと思いますけれども、緊急時災害町民が住むところがない場合に、ちょっと使わせてくれというようなことをお願いしておくということもあっていいと思いますけれども、何か答弁したいですか。いいですか。何かありますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） ただいま議員さんのほうから、何か協定というようにお話もありましたが、協定を行えるような施設として考えられるのが、佐坪にアパートがあるわけですが、今のところ、ただそちらの物件に関して、賃貸等の住宅としてある程度戸数をというようにことで、協定等のところまでは現在のところは考えていないということでご理解いただければと思います。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） プラスアルファの答弁ありがとうございました。ひとつ、いつ起こるか分からない災害でありますので、あらゆる方向を向いて被災者を救済できる策を講じておいていただきたいと思いますし、またみんなで知恵を出していかなきゃいけないかなというふうに思います。

それでは、この質問を終わります。ありがとうございました。

次に、笠森ドライブイン跡地の活用についてお聞きするわけです。町民の方からどうするのということを、私以外の議員さんなんか町民の方からお聞きされることがあろうかと思います。

この跡地の活用につきましては、議会の都度聞いているような感じで恐縮なんですけれども、笠森寺から買い求めて、またほとんど解体が終わったと。ちょっと現場を見ておりませんが、数千万円で解体、

3,000万ぐらいでしたか、解体が終わったということでございます。

また、余談話でありますけれども、いつぞや県知事を町長が笠森に招いて何か説明をされておったという話も小耳に挟んでおるところでございます。目的があって、なくてじゃなくてあって、買い求めて目的があってということで、いろいろな考えがあろうかと思しますので、その辺がまだ決まっていなきゃ決まっていなくてあれなんですけれども、ノープランで進めてきたのかもしれないし、分かりませんが、幾つかのプランがあってもいいかなと思いますが、この段階で大体こんな感じというのが出せるかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） たいだいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 笠森観音は国の重要文化財に指定されて、年間多くの観光客が来ておりますけれども、これまでどうしてもドライブインの建物がすごく目についていたというか、あそこを何とかすれば、また観光客の皆さんにも癒やしとくつろぎの場を提供できるんじゃないかというようなことで進めておったんですけれども、運よく町が用地と建物を取得し、取壊しができまして、今更地になってきれいになっています。

今年度は、背景にある弁天谷堰ですか、それにちょっと手を加えて、元の形というんですか、大分前に既に使ったものを復元させるというような動きを予算の範囲内で少しずつやっっていこうと。そうすると、今回の更地になったところに建物を造ったとしても、大分環境がよくなって、より多くの観光客が来てくれるんじゃないかと、そのように思っています。

問題は跡地活用であります、できるだけ早い時期に方向を示していきたいなと思っています。町が物を造るのではなくて、民の力を借りて、民間主導であそこの建物の建築を考えています。具体的には、今お話しできるような状況ではないので、しかるべき時期にまたご説明させていただきたいと思っておりますけれども、笠森観音にあっては、今年10月頃半開帳の年になるということを聞いていますので、そのときには、かなりの参拝者が見えると思いますので、何とかそこまでには軌道に乗せられたらというような思いで、今検討しているところであります。ただ、詳細については、今後決まり次第、また皆さんにご報告したいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

今の要旨といいますか、民間の力を借りてということがポイントかなというふうにお聞きしました。いろいろ考えがあるんでしょうけれども、せっかく町村合併で長柄町も長南町に編入されて、本町としては非常にラッキーなのかもしれません。たまに牛久の帰りに通りますと、結構県外の車が多うございまして、相当な方々が見えてくれているなど。費用対効果の問題もありますけれども、上手に知恵を出して活用していただいて、町の発展の一助になればということを考えております。私も考えておりますので、ひとつ慎重にいろいろな知恵を借りて進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、先ほど場所はいいんですけれども、進入路が狭いとか、いろいろ問題が多分あって、どうにかしようということも多分当然考えておられるということも聞いておりますので、ちょっと道路が狭いのは問題がありますので、前向きにお金を使って、そのあたりから道路を広げるということはこれはもう仕方がないかと

うか、やらなくちゃいけないかなと思っていますので、進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、この問題を終わらして、次に最後の関係を行います。よろしくお願いします。

町民の健康増進に関する関係ということで通告をさせていただいております。

町民のために、あまりいいとは言えない食品添加物の危険性、いろいろの1,500以上の添加物が日本では許可になっておりますようですが、このような添加物の危険性など正しい食の選択を伝えるような講演会や講習会、説明会等を、端的に言えば、そういうことを検討しているかどうかということについてご質問します。

○議長（松野唱平） たいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷健康保険課長。

○健康保険課長（長谷英樹） 食品添加物につきましては、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程または食品の加工、保存の目的で使用されるもので、その安全性につきましては、食品安全委員会による評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限り、成分の規格や使用の基準を定めた上で使用が認められており、原則として厚生労働大臣が指定した指定添加物及び既存添加物、天然香料、それから一般飲料添加物のみ使用できることとなっております。

また、使用が認められた食品添加物につきましても、国民1人当たりの摂取量を調査するなど、安全の確保に努めることとされており、仮に安全性に問題となるような結果が明らかとなった場合につきましては、基準を改正するなど必要な措置を講じることとなっております。

しかし、摂取する量につきましては、健康への悪影響がないとされる1日摂取量を超えないように注意が必要であると考えておりますので、現状では生活様式の多様化などにより加工食品を活用することはやむを得ないところもあるかと存じますが、日常の食生活の中でどれくらい食品添加物を摂取しているのかなど知るとは、健康を考える上でとても大事な要素であると考えております。

現段階では講演会の実施は考えておりませんが、食育の観点からも、健康な食生活を送るために必要な情報の一つとして、食品添加物に頼らないレシピや食生活などについても情報発信してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

人は毎日の食事で生かされておるわけですが、戦後、日本人の食生活が西洋化などにより変わったことから、日本人の病気の形態が変わったと言われているわけです。がんなどいろいろあるわけですが、顕著なのは乳がんが相当増えたとか、また脳血管疾患とか、心疾患、生活習慣病の若年化、教育長はご存じかどうか、中学生で生活習慣病と認定される生徒がいると。小学校もいるかもしれませんね。そういう状況になってしまっておるということであります。

以前、給食の関係で、この会議で食品添加物の質問をさせていただいたり、学校給食に自然のものを出してくれということ。なかなか難しいですね。難しいんですが、なるべく、変な添加物が入っているものを出しているとは思いませんけれども、注意をしてもらいたいということを発言させてもらったわけでありまして。

先ほども言いましたが、日本では800から1,500ぐらいの国が認めている添加物があると。自然添加物ならい

いんですけれども、自然だからいいというわけじゃないですけれども、ほとんど石油化学製品と言っても僕は過言ではないと思うんですね。薬品を持ってきて混ぜるとしょうゆができるとか、そういうようなこともテレビで見ることがありますが、なかなかこういう情報は事業側からは出てきません。といいますのは、いろいろ食品業界が絡んでいますからね。コンビニ業界も関わっている。要はそういう業界から非常に反発を食らっているのがこういう添加物の教育とか、そういうことをし出しますと出てくるというような問題があります。

いろいろ加工品を買えば、裏にラベルが貼ってありまして、何が入っているということを書いてあります。一番先に書いてあるのが一番量が多いわけでありまして、この間土産でいろいろをもらいました、ういろう。青柳ういろう。裏を見ましたら、いの一番が砂糖と書いてあるんですね。砂糖が一番入っているんですね。これ重量だと思いますけれども、その次に主成分の小麦と。あと、その中に入っていくと何とかナトリウムとか、何とか何とかあってもう訳が分からないような感じで書かれておって、保存ができるようにとか、味が変わるとか、柔らかくできるとか、いろいろ書いてあるわけでございます。その辺を結構注意して見るんですけれども、毎日食べるわけじゃないからいいやとか、そういう先ほどの、少量だからいいやとかと同じなんですけれども、体に入れないのが一番いいわけでありますけれども、量が少ないからいいじゃなくて、入らないのが一番いいとは思いますが、我々そういう知識をいろいろ深めておきませんと、柔らかい、おいしい、うまいだけで、安いだけでこれはいってしまうと、結局日本人の健康は徐々に徐々にむしばまれていくことになろうかと思ひますし、またこれが次の子供に伝播されていくということもなきにしもあらずだと私は思うんです。

そんなことで、今回この質問をしたわけですが、世の中いろいろ見てみますと、添加物の専門家というのがいらっしゃるわけでありまして、既にこの中でもご存じの方もいらっしゃると思いますが、名前を申しますと食品添加物評論家の安部司さんというのがおりまして、元食品添加物を売りまくっていた人間らしいんですけれども、どこかで自分の子供がミートボールか何か買ってきて、それをお母さん買ってきて子供に食べさせていた。本人はよく知っていますから、こんなものを子供に食べさせていいのかというようなことに考えが180度変わったらしくて、その会社を辞めてしまひまして、相当な営業成績をもって日本中に添加物を売っていた人らしいんですけれども、安部さん。今は、先ほどのとおり、地上波にはあまり出てきませんが、ユーチューブとかそういうところでよく出ておりまして、日本中を駆けずり回って、食品添加物の問題について話をしておるといふ人らしいんです。

そんなに、講演していただくわけでありますから謝礼は必要だとは思いますが、法外な謝礼を要求するような人じゃないと思います。このほかにも、そういう人がいるのかもしれませんが。ぜひとも、大したお金じゃないと思うので、招聘しまして、そういうところを町民、中高生、お母さん方、町民全般に、そういうところに来ていただいて、そういう話を聞いていただいて知識を深めていただいて、町民の健康、我々の健康、子供の健康を守るというようなことを、ぜひとも企画をしていただきたいと思います。これに回答を求めるわけではありません。ぜひともまた検討していただいて、いい方向に行ってくればいいなと。課長、ひとつよろしく願いいたします。町長よろしく願いいたします。

そのようなことでありました。ちょっとまとまりのつかない質問でございましたが、ひとつ町民の健康を守るということで、前向きに取り組んでいただきたいと思いますということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで10番、加藤議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分からを予定しております。

（午後 1時57分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◎特別委員会の中間報告

○議長（松野唱平） 日程第6、特別委員会の中間報告を議題といたします。

直売所交流施設調査研究特別委員会委員長より中間報告を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

会議規則第47条第2項の規定により中間報告を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

よって、中間報告を認めることに決定いたしました。

大倉直売所交流施設調査研究特別委員長。

〔直売所交流施設調査研究特別委員長 大倉正幸登壇〕

○直売所交流施設調査研究特別委員長（大倉正幸） ご指名をいただきました大倉です。

特別委員会の中間報告をいたします。

直売所交流施設調査研究特別委員会は、令和8年第1回定例会において委員会の設立が承認され、委員長には私大倉が、副委員長には太田委員が選任され、現在町が計画を進めている直売所交流施設について、議会としても町民にとってよりよい施設となるよう調査研究を行い、執行部への提言をまとめる活動を進めてまいりました。

執行部が段階を追って事業を推進するに当たり、今般、第1次提言として提言書をまとめることができましたので、本日6月4日付で議長へ提出いたしました。

以下、提言書を読み上げさせていただきます。

はじめに。

長南町議会直売所交流施設調査研究特別委員会は、本町が計画している直売所交流施設について、町民にとって有益な施設となるよう調査・研究を行うため、令和8年3月2日に設置しました。

本施設は、地場産業の振興ならびに育成、交流人口の増加、地域経済の活性化を目的とした重要な事業であり、長南町の将来に大きな影響を与える施設であると考えます。

一方で、多額の建設費に加え、開場後には、過疎債の返済、指定管理料や維持管理費の支出など、長期にわたる財政負担が見込まれます。

そのため、施設を整備すること自体を目的とするのではなく、長く安定して運営できること、町民にとって必要とされる施設であること、地域全体の活性化につながることをコンセプトとし、持続可能な事業として進

めていくことが重要であると考えます。

委員会ではこれまで計6回にわたり、町担当職員へのヒアリングを含め、あらゆる角度から総合的に議論を重ねてきました。

現在、町では建設に向けた準備が進められていますが、今後の円滑で適切な事業推進のため、ここに第一次提言を行います。

令和8年6月4日。

長南町議会直売所交流施設調査研究特別委員会委員長、大倉正幸。

2として、提言の区分け。

提言にあたり、以下のように基本的な区分けをする。

- 1、本施設を企画、運営するにあたり、調査・研究をした提言。
- 2、本施設を設計、施工するにあたり、調査・研究をした提言。
- 3、その他、必要と思われる提言。

大きな3番として提言です。

1-1、本施設の成否は、運営を担う事業者が大きく左右されることから、長期的かつ安定的に運営を担うことができる、この事業に精通した運営事業者（指定管理者）をできるだけ早期に決定すること。

決定にあたっては、地域との連携、商品開発力、集客力、経営能力等を総合的に評価すること。

1-2、運営事業者が企画の段階から執行部、設計事務所等、関係各所と十分な連携をとれるよう配慮すること。

地元生産者、商工会、観光協会、各種団体等との継続的な運営協力体制を構築すること。

1-3、社会情勢の変化や来場者ニーズの多様化、収支状況の変化などに対応し、将来の変化にも柔軟に対応できる建物空間とし、施設運営や活用方法についても柔軟に再検討できる余地を持たせること。

1-4、来訪者に再訪問を促すような情報発信をし、魅力ある施設をめざすこと。

また、本施設単体の集客や宣伝にとどまらず、町全体の観光、農業、商工業の活性化につながるよう情報発信の工夫を行い、施設を中心に町全体に人の流れを生み出す仕組みづくりの推進を行うこと。

2-1、建築資材の高騰などを鑑み、また本町の財政状況や将来的な財政負担軽減のため、建築費の抑制に努めること。特に、施設規模や設備内容については、過大投資とならないよう十分に精査し、将来的な維持管理費も含めた長期的な視点で施設整備を行うこと。

また、現在の物価高騰、資材不足の状況のなか、完成までの全体工程の見直しまでも考慮すること。

2-2、建物・敷地の構造的な検討を十分に行い、防災拠点、避難所としての機能を確保するとともに、公共施設として町民が安心して利用できる施設とすること。

平常時の集客施設としてだけでなく、災害時には地域を支える拠点として機能するよう、実効性のあるマイクログリッド等の防災機能を確保すること。

2-3、SDGsの理念に則り、環境負荷の軽減に努め、太陽光発電、町営ガスの活用等を考慮した施設とすること。

3-1、来場者、特に高齢者や子供に対する利便性向上を考慮し、公共交通システムの検討や、周辺道路の

安全対策にも配慮すること。また、町民が日常的に利用しやすい施設とすることで、観光施設にとどまらず、地域に根付いた交流拠点として機能することを目指すこと。

3-2、本施設の整備および運営にあたっては、施設規模、運営事業者の選定、指定管理料など重要な事項については、明確な判断基準を持ち、町民へは十分に周知し理解を得るとともに、議会と十分な協議調整を行い、町発展につなげること。

ここまでが第1次提言書であります。

以上で特別委員会の報告を終わります。

○議長（松野唱平） これで直売所交流施設調査研究特別委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

ただいま報告のありました提言書につきましては、議会として町長へ提出することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

よって、本提言書は議会として町長へ提出することに決定いたしました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第7、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願から、日程第8、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

本定例会の採決の方法については、表決システムにより採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については表決システムにより採決いたします。

これから請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第2号については採択することに決定いたしました。

◎承認第1号～議案第2号の上程、説明

○議長（松野唱平） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第12、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 承認第1号から議案第2号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものと認め、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び令和8年度税制改正により、国民健康保険税の賦課額に関する基準等を定めた地

方税法施行令の一部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものと認め、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 令和8年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、主に会計年度任用職員に係る報酬、費用弁償について、既定予算で不足する科目が生じたため追加をするもので、歳入歳出予算それぞれに374万8,000円を追加し、予算の総額を48億6,974万8,000円とするものでございます。

次に、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の西野秀樹氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、承認第1号から議案第2号までの提案理由を申し上げました。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、承認第1号の内容の説明を求めます。

松崎税務住民課長。

〔税務住民課長 松崎文昭登壇〕

○税務住民課長（松崎文昭） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページ目をお開き願います。

専決処分書でございます。

長南町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和8年3月31日、長南町長、平野貞夫。

それでは、3ページをご覧ください。

長南町税条例の一部を改正する条例となります。

以降、13ページ目までが条例内容でございます。

改正の内容につきましては、参考資料を中心に説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開き願います。また、4ページ以降の新旧対照表も併せてご覧いただければと存じます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、令和8年度の税制改正において、軽自動車税の環境性能割の廃止、住宅借入金等特別控除の延長などの税制上の措置等が講じられ、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年

3月31日に公布されたことに伴い、長南町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、専決処分をさせていただきます。

次に、2、改正の内容でございますが、アといたしまして、第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の3から第83条、第85条、第87条から第91条、附則第15条の2から附則第16条の2関係の改正は、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって環境性能割が廃止されました。この廃止に伴い、「軽自動車税（種別割）」の名称を「軽自動車税」に戻すほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

この改正については、令和8年4月1日から施行するものです。

イといたしまして、第33条関係の改正は、特定大口株主配当等がこれまでの「総合課税」から「特定配当等」に一本化される法改正に伴い、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とする規定を改めるものでございます。

この改正については、令和8年4月1日から施行するものです。

ウといたしまして、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係の改正は、公的年金等の支払いを受ける人が、その年の公的年金等についての扶養控除などの諸控除が受けられるように、扶養親族等申告書の提出義務の範囲に、所得税において源泉徴収しない公的年金等の支払いを受ける者を加える規定を整備するものでございます。

この改正については、令和9年1月1日から施行するものです。

エといたしまして、第63条関係の改正は、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税が課税されない制度である免税点について、家屋にあっては課税標準額の合計を「20万円」から「30万円」に、償却資産にあっては課税標準の合計額を「150万円」から「180万円」に引き上げる規定を改めるものでございます。

この改正については、令和9年4月1日から施行するものです。

オといたしまして、附則第6条関係の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、セルフメディケーション税制の期限を半永久的に延長するものでございます。

この改正については、令和9年1月1日から施行するものです。

カといたしまして、附則第7条の3関係の改正は、附則第7条の3の2を附則第7条の3に繰り上げ、住宅ローン控除の対象となる入居の期限を令和12年12月31日まで5年延長するとともに、居住に係る借入限度額等の要件を見直しするものでございます。また、旧附則第7条の3の2の繰上げに伴い、附則第16条の3から附則第17条、附則第19条、附則第20条から附則第20条の3までの各種課所得割の課税特例における引用条文の整理等を行うものでございます。

この改正については令和8年4月1日から施行し、一部は令和9年1月1日から施行するものでございます。

キといたしまして、附則第8条関係の改正は、肉用牛の売却に係る特例の期限を3年間延長するものでございます。

この改正につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

クといたしまして、附則第10条の2の改正は、バリアフリー化の促進を目的とし、既存の改修特別特定建築物に係る課税標準額の特例措置、いわゆるわがまち特例の割合等を定める規定を新設し、附則第10条の3で所

要の整備を行うものでございます。

この改正につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

ケといたしまして、附則第17条の2関係の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減特例について、適用の要件を見直し、特例の期限を3年間延長するものでございます。

この改正については、令和8年4月1日から施行し、一部は令和10年1月1日から施行するものです。

コといたしまして、附則第19条の3関係の改正は、特定暗号資産の所得に対する課税方式が、これまでの総合課税から上場株式と同様の申告分離課税に変更されることに伴い規定を新設するものでございます。

この改正については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行するものでございます。

施行期日については、原則令和8年4月1日となりますが、特に定めのあるものについては、附則第1条で規定をさせていただいております。

また、議案書11ページをご覧くださいと思います。

附則第2条では、町民税に関する経過措置を、附則第3条では、固定資産税に関する経過措置を、附則第4条では、軽自動車税に関する経過措置を定め、附則第5条では、長南町税条例の一部を改正する条例の一部を改正いたします。

そのほかにつきましては、法律等の改正に合わせた項ずれの反映、規定の追加、削除などが主な改正内容となっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

次に、承認第2号の内容の説明を求めます。

長谷健康保険課長。

〔健康保険課長 長谷英樹登壇〕

○健康保険課長（長谷英樹） それでは、承認第2号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書14ページをお開きください。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

15ページをお開きください。

専決処分書でございます。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和8年3月31日、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の16ページをお願いいたします。また、参考資料の44ページを併せてご覧いただきたいと

存じます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されること及び令和8年度の税制改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日付で公布され、令和8年4月1日から施行されることから、政令の改正に準じ、町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、1の課税限度額の引上げとして、第2条第2項ただし書で規定している基礎課税額に係る課税限度額について、現行の「66万円」を「67万円」に改めるものでございます。

なお、後期高齢者支援金及び介護納付金に係る課税限度額については変更ございません。

2の子ども・子育て支援納付金の創設につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、今年度から子ども・子育て支援納付金制度が開始されることから、第2条第1項及び同条第5項及び第9条の4から第9条の6について、新たに条項等を整備するものでございます。

税率につきましては、国で定める基準に準じ、県内の保険料水準の統一化を図る観点から、県で算定した標準保険料率を参考とし、子ども・子育て支援納付金に係る所得税割額を0.26%に、均等割額を1,700円に、18歳以上均等割額を80円に、そして課税限度額を3万円とさせていただくものでございます。

なお、今回の改正による子ども・子育て支援納付金の徴収額につきましては、令和7年度の被保険者数ベースとなりますが、約548万円と見込んでおります。

続いて、3の軽減判定所得基準の見直しにつきましては、第21条第1項第2号で規定している5割軽減の対象となる判定所得について、被保険者数に乘ずる金額を現行の「30万5,000円」を「31万円」に、同項第3号で規定している2割軽減の対象となる判定所得について、被保険者数に乘ずる金額を現行の「56万円」を「57万円」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、7割軽減については変更ございません。

その他、4といたしまして、所要の改正等をするものでございます。

施行期日につきましては、政令の施行期日に合わせ令和8年4月1日からとし、適用区分といたしまして、改正後の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとさせていただくものでございます。

参考資料の46ページ以降につきましては新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、承認第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで、承認第2号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第1号 令和8年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の

説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 令和 8 年度長南町一般会計補正予算（第 1 号）。

令和 8 年度長南町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 374 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 6,974 万 8,000 円とする。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

令和 8 年 6 月 4 日提出、長南町長、平野貞夫。

2 ページをお願いいたします。

2 ページから 3 ページまでが第 1 表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

歳入でございますが、20 款繰越金、1 項繰越金で、前年度繰越金 374 万 8,000 円の追加をお願いするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費では、1 目一般管理費で、本目の予算対象となるパートタイム会計年度任用職員について、当初予算で計上していた人員に対し、今年度の事務事業推進を勘案した人員配置の結果、1 名増となり、既定予算に不足が生じることから、1 節報酬で、会計年度任用職員報酬 194 万 3,000 円の追加及び 8 節旅費で費用弁償 1 万 7,000 円の追加をお願いするものでございます。

5 目財産管理費では、18 節負担金補助及び交付金で、旧長南小学校で雨漏りが生じているため、当該校舎を借り受けている事業者が屋上防水工事を実施するに当たり、雨漏りの要因、確認時期を捉えた中で、町に対する財政支援の要望があったことから、これに対し工事費の 2 分の 1 である 39 万 6,000 円を旧長南小学校屋上防水工事負担金として追加いたしたくお願いするものでございます。

9 款教育費、4 項社会教育費では、2 款総務費、1 項総務管理費と同様に、1 目社会教育総務費で、本目の予算対象となるパートタイム会計年度任用職員について、既定予算に不足が生じることから、1 節報酬で、会計年度任用職員報酬 135 万 2,000 円の追加及び 8 節旅費で費用弁償 4 万円の追加をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、歳出全額について、歳入でご説明申し上げた前年度繰越金を充てさせていただくものでございます。

また、9 ページから 11 ページ、人件費補正に係る給与費明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第 1 号 令和 8 年度長南町一般会計補正予算（第 1 号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第 1 号の内容の説明は終わりました。

議案第2号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で一括議題とした承認第1号から議案第2号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

承認第1号から日程第12、議案第2号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から日程第12、議案第2号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、5日の午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時49分）